

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第16条 条例第97条第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は<u>厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令</u>（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を条例第97条第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人までの範囲内とすること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第16条 条例第97条第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例</u>（平成24年岩手県条例第79号）第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は<u>厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令</u>（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者<u>及び障害児</u>の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を条例第97条第1号に規定する登録定員の数の2分の1から15人までの範囲内とすること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例</u>第55条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第72条の4において準用する同条例第55条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者<u>及び障害児</u>の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準</p>

<p>(4) [略]</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第21条 条例第111条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所（条例第111条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）の提供を受ける利用者^{（下線）}の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者^{（下線）}に対して適切なサービスを提供するため、条例第100条第1項に規定する指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>第63条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第21条 条例第111条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所（条例第111条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）の提供を受ける障害者及び障害児^{（下線）}の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児^{（下線）}に対して適切なサービスを提供するため、条例第100条第1項に規定する指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。